**平成２３年（フ）第１３３２号**
大阪市平野区平野南２丁目８番23号コーポ中島１－Ｂ
債務者　高山さゆり（旧姓安倍）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１３３３号**
大阪府寝屋川市長栄寺町14番15号
債務者　植田　明美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１３３８号**
大阪府門真市上島町２番14号
債務者　池畑　喜生
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１３５７号**
大阪市鶴見区諸口６丁目２番13号　105、前住所大阪府門真市大字三ッ島98番地の122
債務者　億田紀久男
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４１３号**
大阪市平野区加美北９丁目10番25号　１Ｆ
債務者　大角　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４２５号**
大阪市浪速区大国１丁目７番５号　太陽コーポ401号
債務者　尾﨑　正澄
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４２６号**
大阪市西淀川区出来島１丁目３番１―907号　山本隆方、住民票上の住所大阪市住之江区北島１丁目３番30号　ビバリーヒルズ北島４Ｆ４Ａ
債務者　西岡　常男
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４２８号**
大阪市西淀川区野里１丁目11番６号　アルトピノ花川106号室
債務者　糸瀬　茂子（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３４３１号**
札幌市南区石山３条８丁目11番８号
債務者　本間　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３４３２号**
札幌市南区石山３条８丁目11番８号
債務者　伊藤　麗子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０３０号**
北海道石狩市花川南８条３丁目６番地
債務者　鳴海　信廣
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０３１号**
北海道石狩市花川南８条３丁目６番地
債務者　鳴海　節子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０３２号**
北海道石狩市花畔３条１丁目255番地　パークハイツ石狩101号
債務者　鎌田美知代
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３号**
札幌市南区澄川３条３丁目１番25号　アーバンディンク203号
債務者　菅原　正治
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５６号**
札幌市北区新琴似１条８丁目５番10号
債務者　菊地　優香（旧姓本木）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１７１号**
札幌市南区藤野２条11丁目１番５号　ルーベデンス藤野201号
債務者　宮田　有美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１９２号**
札幌市北区新川５条６丁目１番１号　ヴィラ新川205号
債務者　松浦　正博
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部